

労働審判手続の利用をお考えの方へ

岡山地方裁判所第3民事部労働審判係

1 労働審判制度について

- 労働審判制度は裁判官である労働審判官1名と、労働関係に関する専門的な知識を有する労働審判員2名で組織される労働審判委員会で、個々の労働者と事業主との間に生じた民事紛争（＝個別労働関係民事紛争）の解決を図るものです（したがって、労働組合が当事者となるような集団的な労使紛争や、行政処分の取消しを求めるような事件は対象にはなりません。）。

労働審判委員会は話し合いでの解決（＝調停の成立）による解決の見込みがある場合はこれを試み、調停で解決しない場合は労働審判を行い、事案の実情に即した解決案を示します。

- 労働審判手続においては、特別の事情がある場合を除き、原則として3回以内の期日において審理を終結しなければなりません。

3回以内の期日で主張立証を終了するために重要なことは、第1回期日から充実した審理を行うことです。そのためには、双方当事者が、十分な主張立証の準備をした上で期日に臨まなければなりません。労働審判手続は、口頭主義で行われるので、反論は答弁書を除き、原則としてその期日内で行う必要があります。

このような迅速な手続において十分な主張立証を行うためには、相当程度の知識が必要になるので、早期に法律の専門家である弁護士に相談されることをお勧めします。

労働審判手続の申立てについて相談したい場合は、お近くの弁護士会又は次の窓口にお問い合わせください。

【法律相談等を行う公的機関】

1 法テラス岡山

電話受付時間：平日 午前9時～午後5時 電話番号：050-3383-5491

2 法テラスサポートダイヤル（法的なトラブルの解決に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っています。）

受付時間：平日 午前9時～午後9時 土曜 午前9時～午後5時

電話番号：0570-078374

【岡山弁護士会の「労働と生活に関する弁護士相談」】

受付時間：平日 午前9時～午後5時 電話番号086-223-4401

労働審判に不服があれば、審判の告知を受けてから2週間以内に異議を述べると労働審判は失効します。異議申立てがなければ労働審判は確定し、この場合裁判上の和解と同一の効力を有します。異議申立てにより労働審判が失効した場合は、労働審判手続申立てのときに訴えが提起されたものとみなされ、通常の訴訟に移行します。

2 手続の選択

労働審判手続は、裁判所において、個々の労働者と使用者との間に生じた労働紛争を解決する手続として、これまであった民事訴訟（簡易裁判所の少額訴訟を含む。）、民事調停、仮処分、支払督促といった諸手続に、新たに加えられたもので、これにより、そうした紛争を解決しようとする利用者の選択の幅が広がったこととなります。ただし、労働審判手続は、地方裁判所の専属担当であるところ、当分の間、支部（倉敷、津山、新見の裁判所）での審理を行わないため、本庁（岡山市北区南方の裁判所）でしか利用できません。

労働審判手続の利用をお考えの方は、紛争の実情を考慮し、その解決に向けた手段として、労働審判手続の利用が妥当かどうか、よく検討するようしてください（判断に迷われる場合は、民事調停手続等他の各手続の利用も合わせて御検討ください。）。

なお、労働審判手続の申立てをしても、本手続に適していないと思われる事件については、労働審判法24条1項により労働審判を終了させる判断が出ることもあります。